

令和8年度「なはまぐろ上位ブランド」構築に向けた検証事業 業務委託仕様書

## 1. 業務名

令和8年度「なはまぐろ上位ブランド」構築に向けた検証事業

## 2. 業務目的

令和5年度に策定した「なはまぐろ」ブランド戦略及び令和7年度に策定した「流通実証戦略」を踏まえ、「なはまぐろ上位ブランド」を確立させることを目的とする。

令和8年度は、ブランド戦略で設定した「第3段階検証」及び「第4段階検証」の「流通実証」を実施する。また、「流通実証」を通じて課題の抽出を行い、「流通実証戦略」の適時見直しを行う。「なはまぐろ上位ブランド」構築に向けて、流通市場における実装及び自走化を実現する為の中期ビジョンを確立するとともに、関係者（漁業協同組合、流通関係者、仲買人、生産者等）の意思統一及びモチベーション向上を図るためのインナーブランディングに取り組む。

## 3. 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

## 4. 業務内容

業務実施にあたり、本仕様書及び「なはまぐろブランド戦略」を踏まえ、以下の業務に取り組むこと。

(1) 「なはまぐろ御物ブランド協議会設立準備チーム」（以下「設立準備チーム」という。）運営業務

設立準備チームにおいては、月1回程度の「協議会」開催を基本とし、必要に応じて適宜開催するものとする。また、運用体制、検証業務の方向性及び進捗確認等については本市と協議するものとする。

さらに、協議会の開催にあたっては、会場及び委員の日程確保、開催通知送付、協議会資料や会議録作成等を含む運営及び管理を行うこととする。なお、委員報酬については、令和7年度同事業を参考に約5,000円（回）程度とし、検査員報酬についても約5,000円（回）程度とする。

- ① 設立準備チームの運営統括
- ② 年間活動計画の策定
- ③ 中間及び最終報告書の取りまとめ
- ④ 協議事項は原則として委員各位の合意により決定する
- ⑤ 会議資料及び議事録作成を行うこと。また、これらを適切に管理すること

(2) アドバイザーの配置

本業務は、上位ブランドの流通市場実装を経て自走化を最終目的とする高度な戦略業務であることから、専門的知見を有するブランド戦略アドバイザーを必ず配置すること。

当該アドバイザーは、単なる助言にとどまらず、認定基準の妥当性評価、流通実証戦略の設計強化、ブランドストーリー構築、市場性の客観的評価等について専門的観点から関与し、業務全体の質の向上を担うものとする。また、設立準備チーム及び定例会議へ出席し、継続的かつ実質的に本業務へ関与すること。

### 【要件】

- ① 水産物又は食品分野におけるブランド構築及び流通の実績を有すること

- ② 高付加価値商品開発又はブランド戦略の構築及び流通の実績を有すること
- ③ 検証設計及び流通実証戦略に関する専門的知見を有すること
- ④ 設立準備チームの協議会に出席すること
- ⑤ 専門的助言を行う立場とする
- ⑥ 検証設計及び流通戦略について、資料や書面等による助言・サポート等を行うこと
- ⑦ 本業務に関連する重大な利害関係を有しない者であること

### (3) インナーブランディングの強化

上位ブランドの持続的な確立には、制度設計のみならず、関係者一人ひとりがブランドの理念及び価値を十分に理解し、主体的に参画する体制の構築が不可欠である。このため、インナーブランディングの強化を図ること。

具体的には、漁業者、市場関係者、仲買人、取扱店舗等を対象として、説明会及び意見交換会を適宜実施し、ブランド理念や背景、品質基準、認定の趣旨並びに将来的なビジョンを共有すること。

また、単なる情報周知にとどまらず、関係者が自分ごととして意識を持ち、自らブランドを自ら守り育てる体制構築を目的として、意見の集約及び課題の整理を行い、協議会へ報告すること。さらに、以下の事項を実施すること。

- ① ブランドハンドブックの管理及び適宜見直し
- ② 流通実証戦略に基づく参加者アンケート等による理解度及び意識変化の把握
- ③ 継続的な情報共有体制（ニュースレター、オンライン共有等）の構築
- ④ その他、継続性を担保する仕組み構築

### (4) 第3段階検証業務

令和7年度に策定した「流通実証戦略」に基づき、第3段階検証を実施する。本検証では、上位ブランド「なはまぐる御物」のコンセプト及び付加価値が、消費者及び販売者にどのように評価されるかを明らかにすることを目的とし、以下の実証を行う。

#### ① 想定販売者の選定等

令和7年度同事業において選定された外部有識者の5店舗等を含めた、「なはまぐる御物」を取り扱うに相応しい想定販売者（県内10者程度）を選定すること。選定にあたっては、以下の観点を整理し、選定理由を明示したうえで市と協議し決定するものとする。また、上位ブランド基準を満たした「クロマグロ」「メバチマグロ」については、水揚げ後に検査員の検査を経たうえで、流通実証戦略に基づく方法により、適切な温度管理及び品質管理のもと、随時、想定販売者へ出荷すること。

- ア ブランドコンセプトとの適合性
- イ 想定ターゲット層との整合性
- ウ 情報発信力

#### ② 消費者への提供及びアンケート・意見聴取の実施

想定販売者の店舗において、上位ブランドとしての価値を反映した価格により商品を提供し、消費者及び販売者の評価を把握すること。その際、以下の方法によりアンケート調査及びヒアリングを実施する。

- ア 想定販売者
  - ・実績報告（提供部位、商品概要、提供価格、販売数量等）
  - ・販売時の顧客反応に関するヒアリング
  - ・継続取扱い意向の確認
  - ・課題及び改善提案の聴取
- イ 消費者（飲食店利用者等）
  - ・購入動機

- ・価格に対する評価
- ・ブランド価値の認知度
- ・再購入意向
- ・他産地マグロ類との比較評価

※ なお、調査結果は分析のうえ報告書として取りまとめ、第4段階検証へ反映させること。

### ③ その他

第3段階検証をより有益なものとするために必要な追加的取組事項について、市及び設立準備チームへ提案し、協議を経て実施するものとする。

## (5) 第4段階検証業務

第4段階検証は、流通実証戦略に基づき、第3段階検証結果を踏まえて市場実装を強化することを目的として実施する。本段階では、検証から「拡大型実装」への移行を意識し、以下の取組を行うこと。

### ① 第3段階検証のターゲット層への深化対応

第3段階検証において有効性が確認されたターゲット層について、販売機会の拡大及び単価向上策を具体化すること。

### ② 新たなターゲット層への展開

第3段階検証で想定したターゲット層（ペルソナ）に加えた新たなターゲット層を整理し、販売可能性を検証すること。

### ③ 想定販売者の拡充

想定販売者を20店舗以上へ拡充すること。拡充にあたっては、「店舗属性のバランス」、「市域分散・拡大」、「価格帯の多様性」等を考慮すること。

### ④ 平均単価向上策の検証

セリ値及び小売価格の向上を目指し、仲買人との連携強化策を検討すること。「ブランド表示の明確化」、「情報共有体制の整備」、「価格形成プロセスの可視化」等を実施し、単価向上効果を検証すること。

### ⑤ ブランド認知度の測定

第4段階においては、ブランド認知度の向上を定量的に測定すること。「認知度調査」、「メディア露出回数」、「SNS エンゲージメント」、「指名購入率」等の指標を設定し、効果検証を行うこと。

## (6) 流通実証戦略の強化及びさらなる拡充

第3段階検証の結果を踏まえ、第4段階検証においては、上位ブランド「なはまぐる御物」の市場実装に向けた流通実証戦略を強化し、さらなる拡充を図ること。

### ① ターゲット層の深化

第3段階検証の結果を分析し、想定顧客層の属性（価格帯、利用シーン、地域、購買動機等）を具体化すること。また、優先ターゲット及び販売チャネルを明確に整理し、流通実証をブラッシュアップすること。

※ 必要に応じて市場調査又はヒアリングを実施すること。

### ② マーケティングの具体化

#### ア 流通方法の整理

上記①で設定したターゲット需要に対応する供給体制を整理し、以下の事項を検討・提案すること。

- (ア) 出荷ロット及び頻度
- (イ) 品質管理及び温度管理体制
- (ウ) 流通経路（直送、限定流通、予約販売等）

(エ) 価格戦略及び収益構造の検証

イ ブランド価値を高める演出

「なはまぐる御物」の希少性及び高付加価値を適切に表現するため、想定販売者等の意見も踏まえながら、視覚的・体験的価値を高める施策を提案及び制作すること。

<例>

- (ア) 特別仕様の木箱
- (イ) シリアルナンバー付札等
- (ウ) 御物カード（ストーリーカード）
- (エ) 生産者紹介ツール
- (オ) ブランドロゴの使用基準や表示ルール作成
- (カ) トレーサビリティの仕組み
- (キ) 認定証明方法のブラッシュアップ

ウ 広報・プロモーション戦略の策定及び実施

なはまぐる御物の特長、高品質性及び希少価値等を的確に伝えるため、ブランドの世界観を明確に整理したうえで、効果的な広報・プロモーション戦略を策定し、実施すること。

具体的には、以下の手法を組み合わせる展開すること。なお、実施にあたってはKPI（認知度、問い合わせ数、販売実績等）を設定し、効果検証を行うこと。

- (ア) テレビ放送
- (イ) TikTok、YouTube等の動画媒体
- (ウ) SNS（Instagram、Facebook等）
- (エ) イベントの実施
- (オ) 数量限定設計の明確化

上位ブランドは「希少性」が価値の源泉となるため、「年間認定上限数量」の対応を策定する。

- (カ) 価格毀損防止規定
  - ・ディスカウント販売の制限
  - ・転売防止策
- (キ) リスク管理
  - ・品質事故発生時の対応方針策定
  - ・ブランド毀損時の対応手順作成

(7) 取扱店舗拡大に向けた仕組みの構築

なはまぐる御物の市場定着及び価値向上を図るため、取扱店舗が積極的に本ブランドを導入したくなる制度設計を行うこと。具体的には、以下の事項を検討し、取扱店舗にとってのメリットが明確となる仕組みを構築すること。

- ① 取扱店舗の制度設計及び創設
- ② 取扱店舗に対する広報面での優遇措置（公式サイト・SNS等での紹介）
- ③ 設立準備チームと連携した共同プロモーションの実施
- ④ ブランドストーリーの共有
- ⑤ 認定証、店舗掲示ツール等の提供
- ⑥ 集客向上や客単価の向上
- ⑦ 店舗ブランド力の向上
- ⑧ リピーター、ファン層の獲得向上
- ⑨ 認定基準の明確化
  - ・取扱数量基準
  - ・保管・提供方法の基準
  - ・ブランド価値を毀損しない販売方法

⑩ 認定取消基準の明確化（ブランド保全の観点）

- ・表示違反
- ・不適切な価格販売
- ・品質管理違反

(8) 漁業者の参画意欲向上に向けた施策の構築

品質の高い「なはまぐろ」が県外市場へ流出している現状を踏まえ、上位ブランドとして泊漁港へ水揚げしたくなる動機付け策を構築すること。本業務においては、経済的インセンティブ及び社会的評価の両面から、漁業者の参画意欲を高める施策を提案すること。具体的には、以下の事項を検討すること。また、漁業者へのヒアリングを実施し、参画上の課題及び懸念事項を整理するとともに、制度改善案を協議会へ提案すること。

- ① 認定漁業者表彰制度の創設
- ② 認定本数・実績の可視化（ランキング又は年間実績公表）
- ③ 広報媒体への優先掲載等、露出機会の提供
- ④ 通常流通品との比較による価格プレミアムの定量的把握及び、関係者（漁業者・仲買人・販売者）ごとの収益向上効果の分析・検証

(9) (仮称) なはまぐろ御物ブランド協議会のロードマップ策定及び構築支援業務

①令和9年度の「(仮称) なはまぐろ御物ブランド協議会」(以下「ブランド協議会」という。)の設立を見据え、設立に向けた課題及び想定される問題点を抽出・整理したうえで、段階的な設立及び運営開始までのロードマップを策定すること。ロードマップには、少なくとも以下の事項を含めること。

ア ブランド協議会の設立に係る課題の整理（協議会の役割、協議会及び事務局の構成、意思決定プロセス、法的整理、関係者合意、財源確保等）

イ ブランド協議会の理念をまとめ明確にすること

ウ 参画主体（生産者、流通関係者、行政、ブランドデザイナー等）の整理並びに人数及び役割分担の明確化

- ・生産者：品質保持、トレーサビリティの確保、漁獲状況及び水揚状況の可視化
- ・流通関係者：品質保持、販路開拓、流通方法の最適化、価格形成への適切な関与方法

エ ブランド協議会運営に係る年間収支シミュレーション（収入源、支出項目の整理）

オ ブランド協議会設立後の効率的かつ効果的で持続可能な運営方法の整理

カ 漁業者及び仲買人の所得向上効果に関するシミュレーション

キ 設立までの工程（準備期間、試行期間、本格運用開始時期）を時系列で整理し、関係者が共有できる形を可視化する

- ・新たな参画者の可否検討
- ・法人格取得の検討（任意団体・法人化の比較）
- ・ブランド管理権限の所在整理
- ・漁獲、水揚げ、流通、販売の各段階における品質管理の徹底及び高品質維持を統括する機能の明確化

② 設立準備チーム運営マニュアルの見直し

令和7年度に策定した運営マニュアルを踏まえ、関係者と協議し整理した後に、令和9年度の「(仮称) なはまぐろ御物ブランド協議会」の運営に向けたマニュアルとして、見直しを行うこと。

③ 令和9年度の「(仮称) なはまぐろ御物ブランド協議会」の運営に向けた提言

本事業を通して「流通実証戦略」を検証・改善したうえで、その成果及び課題を総括し、

市及び設立準備チームに対して、令和 9 年度の「(仮称) なはまぐる御物ブランド協議会」の本格運営に向けた具体的な提言を行うこと。また、以下を含めること。

- ア 協議会の最終的な組織体制案
- イ 財源確保及び収支安定化策
- ウ 認定制度の最終設計案
- エ ロードマップ及び中期ビジョンとの整合性
- オ 自走化に向けた段階的移行計画

#### (10) 中期ビジョンの策定

令和 9 年度から令和 13 年度までの 5 年間を対象とした中期ビジョンを策定すること。本ビジョンは、上位ブランド「なはまぐる御物」の自走化及び持続的発展を目的とし、以下の項目について数値目標及び達成プロセスを明確にすること。

- ① 取扱店舗数の目標
- ② 平均単価（セリ値及び小売り）の向上目標
- ③ ブランド認知度の目標
- ④ 漁業者及び仲買人への還元額の試算（シミュレーション）
- ⑤ 年間認定本数の想定
- ⑥ 年度ごとの行動計画及び KPI を設定
  - ・リスク分析（市場環境変動への対応）
  - ・自立化戦略（「自立型ブランド」へ移行する設計）、財源確保方策

#### (11) 関係者調整

本事業に対する理解促進及び協力体制の構築を目的として、必要に応じて個別説明や全体説明会等を実施し、関係者間の円滑な合意形成を図ること。また、利害調整が必要な事項については、市と協議のうえ適切に対応し、円滑な業務推進に努めること。

- ① 協議記録の作成及び保存
- ② 主な関係者の整理（ステークホルダーマップ）

#### (12) 検証事業管理

本事業にかかる問い合わせ、苦情、事故対応その他管理が必要な事項については、市と協議のうえ、適切かつ迅速に対応すること。また、以下を実施すること。

- ① 問い合わせ内容の記録及び管理
- ② 品質事故発生時の初動対応及び再発防止策の整理
- ③ 定期的な進捗報告
- ④ 重要事項の事前協議

#### (13) 事務管理業務

- ① 実施計画の策定
  - 業務の実施方針や内容、事業スケジュール、業務責任体制等を示した実施計画を策定すること。
- ② 業務責任体制の明確化等
  - 本事業の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者及び作業員を設定するとともに、業務責任体制を明確にすること。事業期間中は、専任の担当者（委託者との連絡調整担当者）を配置すること。また、業務責任体制に欠員が生じた場合は、速やかに同等又はそれ以上の経歴を有する代替者を配置できる体制を整えること。
- ③ 会議の開催
  - 業務の進捗状況の定期報告や、必要な議題について協議する会議を適宜開催すること。

#### ④ 許認可手続

本事業の実施に必要な法令や条例等などに基づく申請及び許認可手続については、原則として受託事業者が行うこと。

#### ⑤ 資料等の整備と保存

本事業で使用した資料等を整理し、適切に保存すること。

#### ⑥ 業務完了報告

事業が完了した際には、本市の確認を経たうえで以下の成果物を速やかに提出すること。

- ・実施計画書（紙1部及び電子データ1式）
- ・業務完了報告書（紙1部及び電子データ1式）

#### ⑦ リスク管理

想定されるリスクを抽出し、適切に管理及び対応する体制を確保し、対応を行うこと。

### 5 費用負担

流通実証にかかる梱包、認定書、プロモーション等の費用については、本事業で負担するものとする。ただし、流通実証における「なはまぐる御物」の購入費用については、品質確認等による試食を行う場合を除き、本事業で負担しない。なお、本仕様で示されず本事業の遂行に関し必要なものについては、随時、市と協議を行い決定するものとする。

### 6 業務実施における留意事項

#### (1) 資料の提出及び説明等の協力について

本業務は沖縄振興特別推進市町村交付金を活用するものであり、交付金の適正な執行を確認するため、本仕様書に定める成果物以外にも必要に応じて資料の作成やエビデンスを求める場合がある。その際は求めに応じ、積極的に協力すること。

#### (2) 経費対象

本業務の実施に係る一切の経費（調査費、消耗品費、通信運搬費等）は委託の請負契約金額に含む。また、経費支出に係る帳票等（見積書、契約書、納品書、請求書等）は、本市からの照会対応として契約期間終了後5年間は整理保存すること。

#### (3) 契約不適合責任等

本市に引き渡した報告書等の成果物の内容についての不適合（不備）が認められる場合において、引き渡しを受けた後1年以内にその旨を通知したときは、履行の追完の請求、代金の減額請求、損害賠償の請求及び契約の全部または一部を解除することができるものとする。

#### (4) 業務適用範囲の確認

本仕様書に記載の無い事項であっても、その他の甲が必要と認める業務、または社会一般に実施される業務項目は、本業務の範囲とする。なお、当該項目について疑義があるときは、受託者は本市と協議することが出来る。

#### (5) 業務成果の帰属等

##### ① 知的財産権等の帰属

本業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権は、原則として那覇市へ帰属する。

##### ② 著作権や知的財産権等の処理

第三者の著作権や知的財産権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとし、那覇市は責任を負わない。

#### (6) 双方協議

本業務の実施にあたり、疑義等が生じた場合は、双方協議の上決定する。

以上